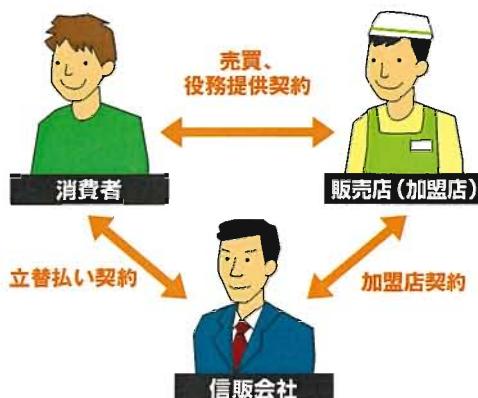


3 クレジット

クレジットカードは、個人情報機関の審査を経て発行されます。支払い遅延や未払いが続くと事故情報として登録され、利用できなくなることもあります。

1 クレジットカードのしくみ



三者間のそれぞれの契約により構成されている。

カードを作った時、じょうずな利用ができるでしょうか？

できると思ったら空欄に○をしましょう。

支払い回数は1回払い（リボ払いは利用しない）

月の限度額を決め余計な買い物はしない

金額を確認してからサインする

利用の控えは保管して、日々の請求明細書と照合する

他人に貸したり、借りたりしない

キャッシングは利用しない

クレジットカードでの購入は借金であると認識している

○が4つ未満の人は

要注意！



リボルビング（リボ払い）や分割払いは、高い手数料が！

「リボ払い」はあらかじめ決めた利用限度額以内で購入金額に関係なく毎月の返済額は一定の額のまま。支払いがどこまで終わっているのかわからにくく、高い手数料を支払わなければならない。

2 日歩と年利

「日歩」とは、100円に対する1日あたりの利息です。

「年利」とは、元金に対する1年あたりの利息の割合のことです。

それらを踏まえて、次の問い合わせをしてみましょう。

考えてみよう！

Q.1 日歩8銭は年利何%？ ※銭とは $\frac{1}{100}$ 円のこと

A.1 $0.08(\text{円}) \times 365(\text{日}) = 29.2\%$

※定期預金の利息、年利0.02%の1,460倍にも！

10,000円借りても1日8円（日歩8銭）なら返せると思ったら大変！年利で換算しよう。

日歩でなくて、年利に換算して比較するのが、基本！



Q.2 10,000円借りて（年利29.2%）1年後に返すと1年後の返済額はいくら？

A.2 $10,000(\text{円}) \times (1+0.292) \times 1(\text{年}) = \boxed{\quad} \text{円}$

金利に関する法律

★利息制限法

元本10万円未満 ————— (20%)
元本10万円以上100万円未満 ————— (18%)
元本100万円以上 ————— (15%)

制限金利を超える部分は、法律上支払わなくても良いとされている。

★出資法

資金業者の上限金利 ————— (29.2%)



出資法の上限金利を超えて貸出をした資金業者は罰則を受ける。

3 多重債務にならないために

クレジットカードで買い物をし過ぎ、支払いが預金の残高を超え、その支払いのために更に借金をして多重債務に陥る人が増えています。欲しいものは何か、必要なものは何か、よく考えて行動しよう。

万一多重債務になった場合の救済方法は？



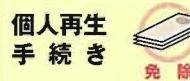
任意整理

裁判所を通さず弁護士に依頼し、返済計画を立てて支払う。



調停により
整 理

簡易裁判所に調停申立てする。



個人再生
手 続 き

負債額5,000万円以下の個人が、再生計画により借金の一部を計画通り返済すると、残りの返済義務が免除される。



自己破産

生活再建を与える最後の救済策
•自己破産し免責を受けると借金は返さなくて良い。
•官報に住所、氏名が告示され、事故情報が個人信用情報機関に登録されるため、5~7年間はクレジットカードなどの発行は受けられない。
•7年間は再度の免責が受けられない。



消費者金融（サラ金）は、18歳以上なら簡単に借りられる反面、利息はとても高い。

10日間無利息キャンペーンなどの広告に誘われて借りないようにしよう。



クレジットカードのキャッシング（年利15~29%）も利用しないようにしよう。



多重債務

借金が自分の収入では返済できなくなり、返済のために更に借金をして返済が困難になった状況のこと。

連帯保証人

借主が借金を支払わない場合、借主と同様に返済の義務があるので責任が重い。

個人信用情報機関

銀行系、クレジット系などの情報機関があり、延滞などの情報を交換している。